

実施方針の変更箇所及び変更内容

平成20年2月15日に公表した「熊本合同庁舎B棟整備等事業実施方針」に関し、次のとおり変更する。

資料	項目			変更前	変更後
資料-6	3	ア	(4)	(4)敷地の貸付期間 貸付期間は10年以上30年以下とし、貸付終了の日を付帯事業の終了日とする。	(4)敷地の貸付期間 貸付期間は10年以上30年未満とし、貸付終了の日を付帯事業の終了日とする。